

令和7年3月27日

建退共制度検討会議設置要綱

(設置)

第1条 労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会（令和7年3月19日開催）において、「建設業法の改正等により、労働者の処遇改善や、建設キャリアアップシステム（CCUS）を含めたICTを活用した生産性向上等が進められていること等を踏まえた建退共制度の改善の検討を行うこと」と取りまとめられたことを受け、今後の建退共制度のあり方等について関係団体等の意見を伺うことを目的として、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に「建退共制度検討会議」（以下「検討会議」という。）を設置する。

(検討事項等)

第2条 検討会議は、建設技能者の処遇改善のための複数掛金制度の導入、民間工事における制度の普及推進、及び電子申請方式の一層の利用促進のためのインセンティブ付与など幅広く議論を行い、一定の方向性について検討を行う。

(委員の委嘱)

第3条 委員は理事長が委嘱する。

(検討会議の構成)

第4条 検討会議の委員の構成は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 学識経験者 | 数名 |
| (2) 建設業関係団体 | 4～5名 |
| (3) 労働者団体 | 1名 |

- 2 検討会議に座長を置くこととし、座長は理事長が指名する。座長が出席できない場合は、座長代理を置くこととし座長が指名する。
- 3 座長は、必要に応じて委員を追加、変更することができる。
- 4 委員が出席できない場合には、委員の指名する代理の者が出席することができる。
- 5 座長は、必要に応じてオブザーバーを出席させることができる。

(事務局)

第5条 事務局は、機構の建設業退職金共済事業本部に置く。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。